

京都市会図書室規程の一部を改正する規程を公布する。

平成24年3月30日

京都市会議長 井上 与一郎

京都市会規程第2号

京都市会図書室規程の一部を改正する規程

京都市会図書室規程の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分，第7条ただし書及び第9条第1項中「政務調査課長」を「調査課長」に改める。

附 則

この規程は，平成24年4月1日から施行する。

(市会事務局政務調査課)